

平成19年5月25日

申請者 各位

株式会社 確認サービス

6月の確認申請受付業務についてのご案内

建築基準法が6月20日に改正施行されることに伴い、現行法対応で施行日までに着工する物件の整備を優先するため、新規の確認申請等のお客様に十分な対応ができなくなるのが予想されます。

つきましては、下記により新規確認の受付窓口の縮小を行ないますので、6月の確認申請(計画変更確認申請を含む)はできるだけ6月8日(金)までをお願いいたします。

なお、6月20日(水)以降は改正法により通常通り受付を行います。

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 対象業務

確認申請(計画変更確認申請を含む)の受付業務

2. 対象期間

平成19年6月11日(月)から19日(火)の間

平成19年6月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

3. 上記期間中の確認申請受付についての注意事項

申請図書・添付書類に不足・不備、又は関係法令に関する事前手続きに不足・不備があるものについては、受付できませんのでご注意ください。

4. 6月に受付を行った申請件数が過度に集中した場合は、現状の審査期間より延長させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。